

区役所改革担当

施設の新規の空き予約申込みの制限期間の見直しについて

区では、公の施設における利用の機会や利用者の公平性を確保するため、施設利用者が、利用予定日3日前以降に直前又は無断でキャンセルをした場合に、新規の予約申込みの制限（以下「予約制限」といいます。）をしています。

施設利用者がより利用しやすい環境を実現するため、予約制限の期間を見直します。

1 見直しの内容

区は、施設予約システムを導入している区有施設の利用について、令和5年10月から、使用料の支払期限を「利用決定日から10日以内」から「利用当日」へ変更するとともに、直前キャンセルや無断キャンセルのペナルティを「還付金の減額」から「予約制限」へと見直しました。

この見直しにより、直前キャンセル件数は、「還付金の減額」の時と比較して約8割減少しましたが、一方で、令和6年11月に実施した利用者アンケートの結果では、直前キャンセルの約4割が天候不良や体調不良によるやむを得ない事情のキャンセルであり、理由を問わず予約が制限される点については厳しいとの声も寄せられました。

こうした状況を踏まえ、令和7年6月から、予約制限の対象となるキャンセル日を「利用予定日6日前以降」から「3日前以降」に見直しました。

また、これまで検討課題としていた予約制限期間について、ペナルティとしての抑止力を考慮しながら、更に利用しやすい環境の実現及び施設稼働率の向上を図るため、予約制限のうち空き予約申込みの制限期間を直前キャンセル及び無断キャンセル共に見直します。

なお、抽選申込みの制限期間に変更はありません。

現行の制限内容			見直し後の制限内容	
直前	抽選申込み	▶	抽選申込み	
	30日間の制限		30日間の制限（変更なし）	
空き予約申込み	空き予約申込み			
30日間の制限	<u>15日間の制限（変更）</u>			
無断	抽選申込み	抽選申込み		
	60日間の制限	60日間の制限（変更なし）		
	空き予約申込み	空き予約申込み		
	60日間の制限	<u>30日間の制限（変更）</u>		

2 適用日

令和8年4月1日（水）以降のキャンセルから適用

3 対象施設

施設予約システムを導入している区有施設

4 周知方法

区ホームページ、施設予約システム、各施設内へのチラシ掲示等により、周知します。